平成２８年（フ）第１４５５号
名古屋市中区栄５丁目21番21号、従前の住所岐阜県大垣市伝馬町52番地　ライオンズマンション大垣伝馬町501号
債務者　前川　　洋
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６号
山口県防府市石が口３丁目13番30―３号　熊谷ハイツ202号、前住所山口県防府市高倉１丁目19番33―２号
債務者　林　三七樹
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７９号
さいたま市見沼区大字東新井866番地37
債務者　中静　唯八
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
岐阜市鷺山1254番地12、前住所岐阜市敷島町９丁目85番地１（第２北川コーポラス　１号室）
債務者　水野　　守
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９３号
岐阜市鷺山1254番地12、前住所岐阜市敷島町９丁目85番地１（第２北川コーポラス　１号室）
債務者　ファットママソーイングこと　水野ミヱ子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２６９号
札幌市東区北36条東27丁目２番12―901号
債務者　富山　孝祐
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０４号
東京都板橋区前野町２丁目26番６―402号
債務者　赤坂りし江
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１０号
静岡県伊豆市熊坂42番地の８
破産者　長屋　惠子（旧姓本郷）
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩104番地の７
破産者　菊地健太郎
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
静岡県富士市入山瀬637番地の５
破産者　モチヅキデンキこと　望月　大輔
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２１５３号
札幌市豊平区中の島２条８丁目１番６号　モンレーヴＶ―203号室、住民票上の住所札幌市清田区北野１条２丁目12番７号
破産者　宮武　憲正
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５７号
札幌市白石区南郷通６丁目南６番８号　援護寮南郷館306号
破産者　八十　英彦
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
仙台市青葉区川平４丁目28番31号　ドルフ川平104
破産者　大島　和子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
山形県最上郡金山町大字金山284番地
破産者　三瓶美由起
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第３３号
山形県新庄市若葉町８番10号
破産者　八鍬　靖久
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第２８号
栃木県日光市萩垣面2440番地316
破産者　石川　　進
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１２１号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目56番地14　アルカーデン衣笠1211　寳嶋方
破産者　沖本　和茂
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部